

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

特定保険医療材料価格調査（医療機関等用調査票）

2 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料（材料価格基準に記載されている再生医療等製品を含む。以下同じ。）の購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

病院：約 1, 120（母集団の大きさ：約 8, 100）

一般診療所：約 665（母集団の大きさ：約 105, 000）

歯科診療所：約 610（母集団の大きさ：約 67, 000）

歯科技工所：約 190（母集団の大きさ：約 2, 900）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

病院、一般診療所及び歯科診療所は令和7年3月分までの医療施設調査（動態調査）による開設・廃止等を反映させた名簿（医療施設基本ファイル）及び歯科技工士会名簿を基に、都道府県別及び病院・診療所（一般診療所及び歯科診療所）・歯科技工所の別に層化し、それぞれ無作為抽出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

病院、一般診療所、歯科診療所及び歯科技工所が購入した、特定保険医療材料のコード番号、購入単価、保険償還単位に換算した入り数及び購入数量、購入先の卸売販売業者情報

〔集計しない事項の有無〕 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。また、購入先の卸売販売業者情報は、販売業者用調査票により得

られたデータとの照合に当たってキー情報として用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年5月～9月（調査対象材料のうち、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については令和7年9月の1か月、償還価格^(注)の段階的引き下げ措置のとられた機能区分のうち令和7年6月1日に価格変更がある機能区分に係る特定保険医療材料については令和7年7月～令和7年9月の3か月）

(注)「償還価格」とは、保険医療機関等が審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に保険請求できる金額のこと。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統 厚生労働省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム
電子メール）調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

調査の実施に当たっては、厚生労働省から業務を受託した民間事業者を介して個々の報告者に対し調査票を郵送する。また、回収については、個々の報告者から民間事業者を介して厚生労働省に郵送やメールにより提出する。または、報告者は回答を政府統計共同利用システムにより送信する。

民間事業者については、調査票等の配布・回収・督促・審査業務等を行う。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和5年度）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 令和7年9月下旬～10月下旬

8 集計事項 別添集計事項一覧のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

全部非公表の理由は以下のとおり。

本調査の回答に含まれる情報は、報告者にとって機密性の高い情報であるため、内部資料として使用し、公表しない。

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

特定保険医療材料価格調査（販売業者用調査票）

2 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料（材料価格基準に記載されている再生医療等製品を含む。以下同じ。）の購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数（ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がない者は対象としない。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約5,500

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

客体精密化調査^(注)で把握している名簿を基に都道府県へ照会して修正した名簿を母集団情報として、全数を報告者とする。

(注) 客体精密化調査とは、都道府県等が把握している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく許可又は届出がなされた販売業者の名簿（客体名、住所等）と前回調査で使用した名簿を突合させ、開設・廃止等を反映する調査であり、調査実施年度の前年度末に行う調査である。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

医療機器販売業者が販売した、特定保険医療材料のコード番号、販売単価、保険償還単位に換算した入り数及び販売数量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年5月～9月（調査対象材料のうち、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については令和7年9月の1か月、償還価格^(注)の段階的引き下げ措置のとられた機能区分のうち令和7年6月1日に価格変更がある機能区分に係る特定保険医療材料については令和7年7月～令和7年9月の3か月）

(注)「償還価格」とは、保険医療機関等が審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に保険請求できる金額のこと。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 厚生労働省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム
電子メール） 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

調査の実施に当たっては、厚生労働省から業務を受託した民間事業者を介して個々の報告者に対し調査票を郵送する。また、回収については、個々の報告者から民間事業者を介して厚生労働省に郵送やメールにより提出する。または、報告者は回答を政府統計共同利用システムにより送信する。

民間事業者については、調査票等の配布・回収・督促・審査業務等を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和5年度）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 令和7年9月中旬～10月下旬

8 集計事項 別添集計事項一覧のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

一部非公表の理由は以下のとおり。

本調査の回答に含まれる情報は、報告者にとって機密性の高い情報であるため、内部資料として使用し、公表しない。ただし、本調査（販売業者用調査票）結果を基に算出した平均乖離率の速報

値は、令和7年12月までに中央社会保険医療協議会において報告を行い、平均乖離率及び分野別乖離率の確定値については、令和8年3月末までに厚生労働省HP及びe-Statにおいて公表する。

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

上記(1)のとおり

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

■使用しない

本調査は、医療機関を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票 1年
- ・ 調査票情報の内容を記録した電磁的記録媒体 永年

(2) 保存責任者

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

特定保険医療材料価格調査（保険薬局用調査票）

2 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料（材料価格基準に記載されている再生医療等製品を含む。以下同じ。）の購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
保険薬局

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 保険薬局：約1,050（母集団の大きさ：約63,000）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

「医療費の動向」調査ファイルを基に都道府県別に層化し、無作為抽出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料^(注1)について、保険薬局が購入した、特定保険医療材料のコード番号、購入単価、保険償還単位に換算した入り数^(注2)及び購入数量、購入先の卸売販売業者情報

(注1) 「調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料」とは、特定保険医療材料のうち、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）」の別表Ⅷで定める機能区分に該当する特定保険医療材料をいう。

(注2) 「保険償還単位に換算した入り数」とは、最小販売単位の製品に含まれる入り数を、保険償還単位に換算した入り数のこと。

[集計しない事項の有無] 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。また、購入先の卸売販売業者情報は、販売業者用調査票により得られたデータとの照合に当たってキー情報として用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年9月の1か月

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 厚生労働省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

調査の実施に当たっては、厚生労働省から業務を受託した民間事業者を介して個々の報告者に対し調査票を郵送する。また、回収については、個々の報告者から民間事業者を介して厚生労働省に郵送やメールにより提出する。または、報告者は回答を政府統計共同利用システムにより送信する。

民間事業者については、調査票等の配布・回収・督促・審査業務等を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和5年度)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 令和7年9月下旬～10月下旬

8 集計事項 別添集計事項一覧のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

全部非公表の理由は以下のとおり。

本調査の回答に含まれる情報は、報告者にとって機密性の高い情報であるため、内部資料として使用し、公表しない。

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他

()

■使用しない

本調査は、医療機関を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票 1年
- ・調査票情報の内容を記録した電磁的記録媒体 永年

(2) 保存責任者

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

別添

特定保険医療材料価格調査 集計事項一覧

<卸売販売業者（販売側）>

機能区分コード、特定保険医療材料名、償還価格、販売金額(税別)、販売数量、販売数量（1カ月あたり）、加重平均価格、BL90、乖離率、販売金額（1カ月あたり）税込、償還（1カ月あたり）税込、ばらつき率、R値、前回調査時の乖離幅との比、販売側（購入側）の乖離率との比

<医療機関等・保険薬局（購入側）>

機能区分コード、特定保険医療材料名、償還価格、販売金額(税別)、販売数量、販売数量（1カ月あたり）、加重平均価格、BL90、乖離率、販売金額（1カ月あたり）税込、償還（1カ月あたり）税込、ばらつき率、R値、前回調査時の乖離幅との比、販売側（購入側）の乖離率との比

特定保険医療材料価格調査の標本設計について

標本設計の考え方

本調査においては、販売サイド調査として、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数に対して調査を行うとともに、購入サイド調査として、病院、一般診療所（歯科診療所を除く、以下同じ。）、歯科診療所、歯科技工所、保険薬局の全数を母集団として、都道府県別に層化し、一定の抽出率で無作為抽出する。詳細は以下のとおり。

1 母集団

販売サイドでは、客体精密化調査^(注)で把握している名簿を基に都道府県へ照会して修正した名簿を母集団とする。

(注) 客体精密化調査とは、都道府県等が把握している販売業者の名簿と前回調査で使用した名簿を突合せ、開設・廃止等を反映する調査

購入サイドでは、病院、一般診療所、歯科診療所は医療施設動態調査による令和7年3月までの開設・廃止等を反映させた名簿を母集団とする。

歯科技工所は日本歯科技工士会が作成した歯科技工士会名簿を母集団とする。

保険薬局は「医療費の動向」調査の基本データとして、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会より入手した、医療機関マスターデータを母集団とする。

2 抽出方法

購入数の多い機能区分については、調査結果の公平性を担保する観点から一定程度のデータ数を確保することから、それぞれの項目（客体種別）ごとに購入数の多いと考えられる機能区分を選定し、当該機能区分に記載されている特定保険医療材料の購入実績があると回答するであろう客体数の、調査客体数に占める割合（出現率）を基に、標本設計を行う。

目標精度としては、標準誤差率が概ね7%（歯科技工所は4%）の範囲内で回答を得られるように設計している。

$$C = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

C : 標準誤差率
 N : 母集団サイズ
 n : 標本サイズ
 p : 比率

項目 (客体種別)	母集団サイズ (概数) (N)	出現率 (見込み) (p)	集計客体数	目標回収率	標本サイズ (概数) (n)	(参考) 令和5年度調査実績回収率
病院	8,100	20%	672	60%	1,120	50.4%
一般診療所	105,000	30%	466	70%	665	62.3%
歯科診療所	67,000	35%	336	55%	610	54.3%
歯科技工所	2,900	90%	76	40%	190	31.2%
保険薬局	63,000	20%	893	85%	1,050	77.7%

※目標回収率については、65%を基本としているが、一般診療所については、令和3年度調査において65%を超えていたことから、70%を目標回収率として設定している。歯科技工所については、令和3年度調査において、36%を上回ったことから、40%を目標回収率として設定している。保険薬局については、令和元年度調査において80%を超えていることから、85%を目標回収率として設定している。